

## 一般社団法人 日本胎児心臓病学会(JSFC) 支援研究課題細則

2023 年 8 月 3 日施行

### (目的)

第1条 本制度の目的は、一般社団法人日本胎児心臓病学会(JSFC)(以下“本学会”と表記する)の組織を利用して、多施設または全国規模において胎児心臓病学の発展に特に重要と考えられ、国際的な成果につながる可能性のある研究課題を支援、遂行することにある。

### (支援研究課題の公募)

第2条 学会が支援する研究課題は公募を原則とする。

2. 研究課題は多施設または全国規模の研究とし、基礎、臨床の別は問わない。
3. 研究課題の申請者（以下“研究責任者”と表記する）は、本学会代議員であることを原則とする。但し、研究責任者が本学会員であれば、共同研究者に1名以上の本学会代議員が含まれる場合はこの限りではない。また、多施設研究など多くのデータを取り扱う臨床研究においては、研究責任者を含めて少なくとも3名以上の研究チームを構成して応募することが推奨される。
4. 応募する研究課題は、申請の時点で「ヘルシンキ宣言」および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、申請者施設の倫理委員会で承認されている必要がある。多施設共同研究に関しては中央施設における一括倫理審査を推奨する。
5. 応募に際しては研究課題申請書と研究計画書を本学会学術委員会に提出する。提出は全てオンラインで行い、提出先は本学会ホームページに掲示する。研究計画書には以下の内容を明記すること：研究組織、背景、目的、方法、研究期間（概ね3年を目安とするが、研究内容によっては長期に及ぶものでも可）。
7. 研究課題申請書は学会の指定する様式を使用すること。
8. 研究計画書は、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働省厚生労働科学研究補助金事業または日本医療研究開発機構による公募における申請書に準じたものとすること。
9. 研究課題の応募期間は毎年6月1日から10月31日までとする。

### (研究課題の選定)

第3条 学術委員会は研究計画書を基に、①：研究の独創性；②：研究結果がもたらす臨床的インパクト；および③：研究遂行の実現性の3項目についてそれぞれ5

段階評価を行い、応募された研究の中から総得点数が最上位から1－3題程度を学会が支援する研究課題として採択する。

2. 学術委員会が採択した研究課題は、理事会での承認を必要とする。
3. 審査の結果は1月初旬に研究責任者にメールにて伝えられ、その年の学術集会総会にて発表された後、学会ホームページに掲示される。

#### (採択された研究課題への支援)

第4条 採用された研究課題に対して本学会から経費補助は行われないが、学会組織を利用したアンケート調査や多施設研究への参加施設の募集など、学会としてできる限りの支援を行う。

2. 採択された研究課題の研究責任者は、その後に開催される学術委員会へ出席し、研究計画についてのプレゼンテーションと本学会に要望する支援の内容について協議を行う。

#### (年次報告と研究の継続)

第5条 研究責任者は研究の進捗状況と研究成果を毎年学術集会にて発表する義務を有する。また、学会が指定する様式での年次報告書を学術集会までに学術委員会へ提出することが義務づけられる。

2. 学術集会での発表や年次報告が不適切と判断された場合には、学術委員会は年次報告の再提出、または学術委員会でのプレゼンテーション・ヒアリングを研究責任者に対して求めることができる。年次報告の内容によっては、学術委員会は研究の継続を認めない場合がある。
3. 研究責任者が研究期間の途中での異動・病気などの理由により研究継続が困難となった場合には、共同研究者が研究を引き継ぐことができる。但し、これについては学術委員会への報告と承認を必要とする。尚、研究を引き継ぐ共同研究者がいない場合には、学術委員会へ報告のうえ、学術委員会と理事会での審議により研究継続の可否を判断する。

#### (課題研究の終了)

第6条 研究責任者は、研究計画書に示した研究期間内に研究を終了しなければならない。

2. 研究責任者は、研究終了後原則として1年以内に、その成果を原著論文として投稿しなければならない（和文英文を問わない）。また、その研究成果を翌年の本学会ニュースレターに投稿することが義務付けられる。
3. やむを得ない理由により、研究期間の延長が必要な場合は、その事由と期間の延長により得られる成果の見通しを記載した申請書を学術委員会に提出し、学術

委員会、および理事会の承認を得なければならない。

4. 延長期間は原則として1年とする。それ以上の延長および同一と考えられる研究内容の再申請は認めない。

(課題研究の取り消し)

第7条 研究活動が本学会の目的に著しく反した場合や、研究状況や倫理上の問題などから研究の継続が適切でないと認められた場合、または年次報告及び研究成果の発表がない場合には、学術委員会における審議のうえ課題研究の認定を取り消されることがある。

2. 認定の取り消しには理事会の承認を必要とする。
3. 認定の取り消しを受けた研究責任者については、一定期間、同一と考えられる研究の再申請および他の研究の新規の申請を制限される。

(公示)

第8条 本学会は学会が支援する研究課題に関する必要な事項（応募要項・新規に採択された研究課題・進行中の研究課題・各研究課題の年次報告など）を、本学会ホームページに公示するものとする。

(改正)

第9条 本規則の改正については、理事会での審議を経て承認し、代議員会、総会に報告する。